

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第十三号）」の概要

- 1 令和5年度税制改正において国際最低課税額に対する法人税等が創設されたことに伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成30年国税庁告示第5号）において、光ディスクでの提出を可能とする添付書類に係る申請等に、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に係る手続を追加するものである。
- 2 この告示は、令和7年9月16日から適用する。